

株式会社愛媛建築住宅センター

建築物省エネルギー性能表示制度料金規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程」（以下「規程」という。）に基づき株式会社愛媛建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する建築物省エネルギー性能表示制度評価業務に係る評価料金（以下「評価料金」という。）について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 規程第12条に規定する評価料金は、別表1に掲げるとおりとする。

- 2 前項の評価料金について、業務規定第11条第1項のシール又はプレートを交付する料金は含まれないものとする。
- 3 評価書を再交付する場合の料金は、別に定めるものとする。

(評価料金の納入)

第3条 申請者は、評価料金を「建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価業務約款」（以下「約款」という。）第5条に規定する料金の支払方法により納入する。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金を減額するための要件)

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 当該業務が効率的に実施できるとセンターの長が判断したとき。
- (2) あらかじめセンターが定める日又は期間内に評価業務依頼を行ったとき。

(評価料金を増額するための要件)

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) センターの責めに帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。
- (2) 評価書が交付される前に当初の申請内容から大幅な変更があったとき。
- (3) 別表1に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないとセンターが判断したとき。

(その他の料金)

第6条 センターは、必要と判断される場合には費用を別途請求できるものとする。

(附則) この規程は平成28年4月11日より施行する。

(附則) この規程は2019年4月1日より施行する。

別表1 住宅に係る評価料金

(税別金額、単位円)

		一般料金		評価書等有り ※1
一戸建て住宅		30,000		7,000
共同住宅等	住戸のみ	基本料金(a)	80,000	(a)+(b)×戸数 左記料金の2分の1の額とする
		戸数単価(b)	3,000	
	建物全体	基本料金(a)	80,000	(a)+(b)×戸数+(c) 左記料金の2分の1の額とする
		全戸数単価(b)	3,000	
		共用部 (c)	80,000	

※1 評価書等有りとは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級4、一次エネ等級4以上が確認できるものを指します。

※2 変更申請料金は、当社で当初の評価を行ったものは、当初の申請で適用された料金の2分の1の額とする。

弊社以外で当初の評価を行ったものは、新規料金を適用する。

※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合、一戸建て住宅の額とする。

※4 業務規程第11条第1項のシール又はプレートを発行する料金は上記に含まれません。